

○ 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年基づき、平成二十六年九月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

財務省告示第三百二十五号

平成二十六年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

十九八七	六五四	三二一	〇
払経適初発発 込過用期行行 み利利価日 子率子格 のの	振額最低発 替単額面 位金	用振法發號 等替條行名 法項及及及 ののの根記 適適適拠記	個人向利付國庫債券（変動・ 十年）（第五十三回）
(一) え、各取扱機関は、払込金額により算出した 年額平成二十六年九月十六日 ○面積一百円につき百円 ・金額三四百円にセント百円 ・記載又は記録による金額によるも の額の整数倍の金額による最も低額面金 の記載法の規定による振替口座簿	年額平成二十六年九月十六日 ○面積一百円につき百円 ・金額三四百円にセント百円 ・記載又は記録による金額による最も低額面金 の記載法の規定による振替口座簿	一二額の振替機関は日本銀行とする。 五百四十万円で一千二百四十九億六千六 百万円の額の振替法による。 五百四十万円で一千二百四十九億六千六 百万円の額の振替法による。	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） （平成二十三年法律第四十六号） （平成二十三年法律第七十五号）

金額を第十六号に規定する日に払い込むこととする。期

$$\begin{array}{r} \text{額面金額の総額} \times 0.34 \\ \hline 100 \end{array} \times \begin{array}{r} 1 \\ 365 \end{array}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除する」とができる。

すそ五率利)すに五発子年  
るのパ。利のるおか行計月け月から算期間開始日前に行われた、  
。率)た回結月ける超から償還までの期間が九年と、  
はセだり果に入る超から償還までの期間が九年と、  
○ンしにに行入札(当該開始日が直近と、  
・ト)、基われ(当該開始日が直近と、  
○を乗○づれ(当該開始日が直近と、  
五下じ・きた六算出札を除くの属  
パ回た六算出札を除くの属  
|る率六出をさ除くの属  
セとが乗れたくの属  
ンき○じた複。属

十二 初期利子

十  
十  
十  
十  
八  
七  
六  
五  
四

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

(一) 式 次 う 七 中 日 平 額 平  
ま ら に の 区 と と 本 成 三 十 六 年 九 月  
で 平 成 二 十 六 年 九 月 十 五 日  
間 の 算 に 応 じ 、 そ の 買 取 り は 支  
場 合 金 額 と ぞ 金 額 い 成  
15年9月15日  
15年3月15日  
前か。算、行

十  
三

後 第 二 期 以  
の 利 子 以

平成二十七年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出し、支払された金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において同じ。）。

規定期は毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期に十五日を算する。算式による。

額面金額 ×  $\frac{0.34}{100} \times \frac{1}{2}$

額面金額 ×  $\frac{\text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + その直前の利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  - 受入経過利子に相当する金額 )

なお、収入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出の端数とし、その算出結果には円未満切捨てにては一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄について同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.34}{100}$$

---

初期利子支払期の 6 カ月前の日  
から発行日までの日数

(二) 平成二十八年三月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  ) + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額

$$\times \frac{79.685}{100}$$

十九 中途換金の特例

額れ取こ向十有た害八助るは十第地方居住きにはその相続人<sup>が</sup>が、又はその  
とぞ金とけ五すとが号法。、九六第一項の四第一項に規定す  
すれ額が国日るき発) (昭和二十一年法律第七十三号)  
るのはで債前者に生じよ和區又は當該市市にあつての  
。算、きのでがはしよ和區又は當該市市にあつての  
式次る中あ、当、る二域又は當定都市市にあつての  
にのも途つ平該當救十におい行律、災害第十二条の  
よ区の換て成個該助二年法、災害第十二条の  
り分と金も二人災の行律、災害第十二条の  
算にしを、十向害行にわわく災害第十二条の  
出応、請当七個國債かる百害救すての  
しじそ求該年九月をつ災十救すての  
た、のす個九月をつ災十救すての  
金そ買る人月をつ災十救すての

(一)

平成二十七年三月十五日から平成二十七年九月十五日かかる期間の場合は、(初期利子に相当する額) ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する額 = 平成二十七年三月十五日前の額 + 経過利子に相当する額 - (初期利子に相当する額) = 平成二十七年三月十五日前の額 - 受入経過利子に相当する額

(二)

支金所利元 扱場所

一一十